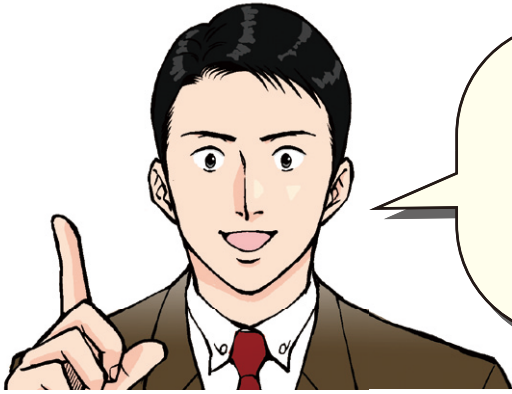


従業員から「がん」の相談を受けたら…

治療と仕事の両立支援プログラム

業務災害総合保険 病気補償・所得補償・賠償責任補償の特約のご案内



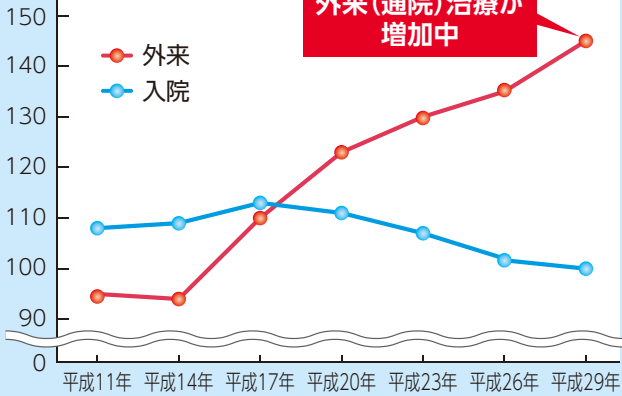
従業員から「がん」の相談を受けたときどのように対応しますか？

背景(データ)

がんの治療は「入院」から「通院」へ

■がんの入院・外来受療率の推移

(人口10万対)



出典:厚生労働省「患者調査」

がんの治療費負担と収入減が不安

■治療と仕事を両立する上で困難であったこと (アンケート結果)

治療費の不安

約3人に1人

休職等による収入減の不安

約3人に1人

出典:東京都福祉保健局

「がん患者の就労等に関する実態調査」(平成26年5月)

そこで!

AIG損保の「治療と仕事の両立支援プログラム」は
治療費や**収入減**に対する備えができます!!

治療費の補償



収入減の補償

治療と仕事の両立支援プログラムの特長

(病気補償と所得補償の特約)

1 個別告知は不要で、従業員の方を無記名で補償!

ただし、保険期間開始前に既に被っていたケガまたは発病していた病気、保険期間開始前に診断確定された原発性がんおよびその再発・転移により生じたがんに対しては補償できません。また、病気・所得を補償する特約については、事業主、常勤の法人役員、社員、**常勤※**のパート・アルバイトの方が対象となります。なお、所得を補償する特約は、保険期間の開始日時時点で満75歳以上の方は対象とはなりません。

※常勤とは…ケガまたは病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合があります。

2 病気入院やがんの通院治療における公的医療保険制度の一部負担金などを実費で補償!

3 病気やケガで働けなくなったときの所得を定額で補償!

[ご注意] 免責期間(90日・545日のいずれか)があります。



治療方法の相談などセカンドオピニオンアレンジサービスもご利用いただけます!

※所定の条件を満たした場合、ご利用いただけます。詳しくは、「健康サポートサービス」に関するパンフレット等をご覧ください。



万一の高額賠償に備える2つの補償もセットできます!(賠償責任補償の特約)

使用者賠償責任補償特約

従業員の業務により被ったケガや病気による法律上の損害賠償責任を補償します。



雇用慣行賠償責任補償特約

ハラスメント・不当解雇などを請求の理由とする法律上の損害賠償責任を補償します。



企業責任が問われる法的な理由

がんになった従業員に対する事業者側の具体的な安全配慮義務 事業者には労働者の安全に配慮する義務があります!(労働契約法5条・労働安全衛生法23条・24条)

1 健康配慮義務

健康診断実施後の事後措置等により、従業員の健康状態を把握し、従業員の健康保持のための適切な措置を取る義務。

2 増悪防止義務

労働者の申し出の有無にかかわらず、雇用する従業員の健康状態が悪化しないよう防止する義務。

3 職場環境配慮義務

従業員が職場において病気を理由にハラスメント等の被害を受けないよう、働きやすい職場環境を保つことに配慮すべき義務。

保険料は、貴社の事業内容および売上高等から算出します。 具体的な対策はAIG損保にお任せください!!

- このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。取扱い代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは